

# 少 繩 纓 奏 具 會

第三回行法中第五條に  
の文題は該當の旨

四十二名放還

五十名に對し安達事正以下解きの懲思謀連せんを蒙る者を除く外悉く業中に於ける事引取調べ中なるが内冒頭に金沢第一人前妻は當日は警視署にては萬政東とならむるの四十三りにらのみなり尙ほ七日豪華に於けるが如くは訓名加へて放還し傍友會より釋放せられたるを合淺原麗三外六名を司佐臨分にして全職工一萬六千六百人の中日生後一時消防組名集しするため専門問答會議中なる百名を出動せるが警兵警部は保謹より消防夫百二十名を特日雇職工鮮人に對しては監督を受け就業せり重慶臨都内二森の警戒に當らしつ

# 勞動爭議統計表

備考。富士瓦斯紡織會社、八幡製鐵所、大阪鐵工場、日本光電會社、紀州木材勞務團に附りたるものなり夫工場は同型鑄工、工場閉鎖等を見るに至らざりしも不安と動搖の危勵

卷之三

卷之三十一

卷之二

56